

育児休業延長許容の申出書

- ◆ この申出書を提出した児童については、**世帯指数を著しく下げたうえで、保育園利用調整を行います。**
- ◆ 世帯指数を著しく下げることが希望しない場合、この書類の提出は不要です。

どちらかを選択し、☑をしてください。

ア	<input type="checkbox"/>	この申込の有効期間内（6か月間） すべての月 において、世帯指数を著しく下げてください。
イ	<input type="checkbox"/>	<u>（ ）月入所のみ</u> 世帯指数を著しく下げ、それ以外の月は通常の世帯指数で利用調整してください。

利用調整に関する注意事項です。各項目をご確認の上、すべてに☑をしてください。

1	<input type="checkbox"/>	ア・イで指定した月の利用調整では、就労証明書の内容に関わらず、 世帯指数1点の取り扱い となります。1点加算されるわけではありません。(例 22点→1点)
2	<input type="checkbox"/>	ア・イの取り扱いを変更する場合は、「保育所等入所(転園)申込内容変更届」の提出が必要です。提出が締切日までに間に合わなかった場合には、変更できません。
3	<input type="checkbox"/>	申込み状況によっては 内定する可能性があります(内定した場合は保留通知書は発行できません) 。
4	<input type="checkbox"/>	内定後、入所する場合には入所月の当月中までに育児休業から復帰が必要です。
5	<input type="checkbox"/>	育児休業の延長を優先する方向と並んだ場合は、世帯指数が同点となった場合の優先項目で選考を行います。
6	<input type="checkbox"/>	入所を辞退した場合には、その月の保留通知は発行いたしません。
7	<input type="checkbox"/>	「保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書」の2面"育児休業取得状況"の③に☑をしているか確認してください。
8	<input type="checkbox"/>	保留通知書が発行されても、育児休業給付金の給付を保証するものではありません。詳細は勤務先の担当者または在職中の事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

「入所・転園・あっせんに関する確認票」及び上記についてすべて確認し、保護者全員が同意しました。

記入日	西暦	年	月	日
代表保護者 (自署)				

フリガナ		生年月日	西暦	年	月	日
児童氏名		第一希望保育園名				

※きょうだい同時申込みの場合は一番下のお子様をご記入ください。